

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0 案

令和3年（2021年）12月2日  
データ戦略推進ワーキンググループ  
プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ

---

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28

## 目次

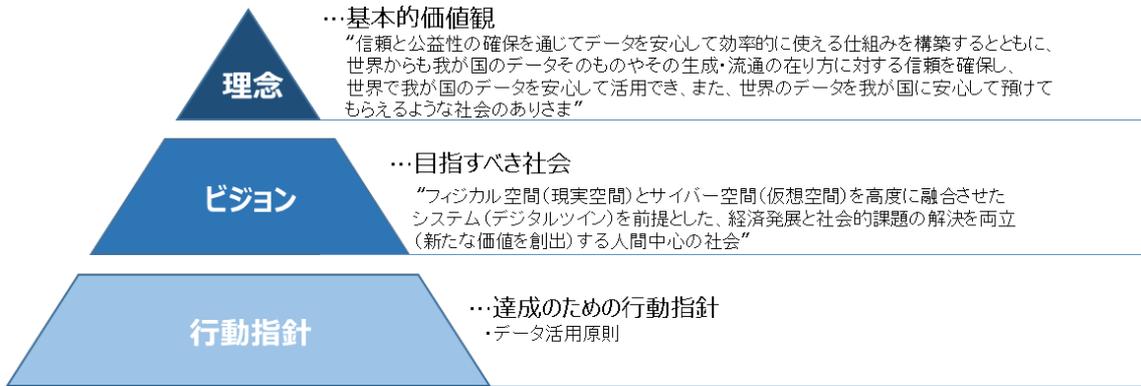
|          |  |    |
|----------|--|----|
| <b>1</b> | <b>はじめに</b> .....                                      | 3  |
| 1.1      | ガイダンス策定の背景 .....                                       | 3  |
| 1.2      | ガイダンスの狙いと位置づけ .....                                    | 5  |
| <b>2</b> | <b>データ取扱いルールの実装におけるアジャイル・ガバナンスの必要性</b> .....           | 6  |
| 2.1      | PFにおけるデータ取扱いルールの実装の特徴 .....                            | 6  |
| 2.2      | アジャイル・ガバナンスの必要性 .....                                  | 9  |
| <b>3</b> | <b>リスク分析・ポリシー設定</b> .....                              | 11 |
| 3.1      | ステップ1：データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認 .....              | 11 |
| 3.2      | ステップ2：リスクの特定 .....                                     | 13 |
| 3.3      | ステップ3：リスク対応方針の決定 .....                                 | 15 |
| 3.4      | ステップ4：PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保 ..... | 16 |
| <b>4</b> | <b>ルール設計・ルールの運用・評価（ステップ5：PFの利用規約の設計）</b> .....         | 17 |
| 4.1      | ステップ5-1：PFの利用規約に求められる役割・機能 .....                       | 17 |
| 4.2      | ステップ5-2：ガバナンス設計の際の検討項目 .....                           | 19 |
| 4.3      | ステップ5-3：データに対するコントロールビリティの確保 .....                     | 20 |
| 4.4      | ステップ5-4：公正な取引の実施の担保 .....                              | 28 |
| 4.5      | ステップ5-5：ガバナンス確保のためのインセンティブ設計 .....                     | 30 |
| <b>5</b> | <b>ステップ6：継続的な環境分析とルールの更新</b> .....                     | 32 |
| <b>6</b> | <b>おわりに</b> .....                                      | 34 |
|          | <プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ委員名簿> .....    | 34 |
|          | <用語集> .....  | 35 |
|          | <図表一覧> .....   | 37 |

1 **1 はじめに**

2 1.1 ガイダンス策定の背景

3 (1) 包括的データ戦略の基本的な考え方

4



5

図 1 包括的データ戦略の基本的な考え方

6

社会のデジタル化に伴いデータは智慧・価値・競争力の源泉となり、国力、すなわち日本の豊かな社会環境、及び日本の高い価値創造力を強化することで、国民のより豊かな生活と活動しやすい事業環境が実現される。さらには、地球規模の課題から安全保障に至るまで「データの存在／活用」が決定的に重要となっている。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

通信容量の増大と関連機器の普及、新たなプラットフォームの登場などを踏まえ、ここ数年間異次元のパラダイムシフトが惹起されている。今日、「データ」は単に存在すればいいということではなく、大量の質の高い信頼できるデータが相互に連携し、「地理空間、ヒトや組織、時間」といった構成要素から成り立つ現実世界をサイバー空間で再現（「デジタルツイン」）するとともに、新たな価値を創出しつつ、サイバー空間上で個人、国家、産業、社会のニーズに応えることが求められている。

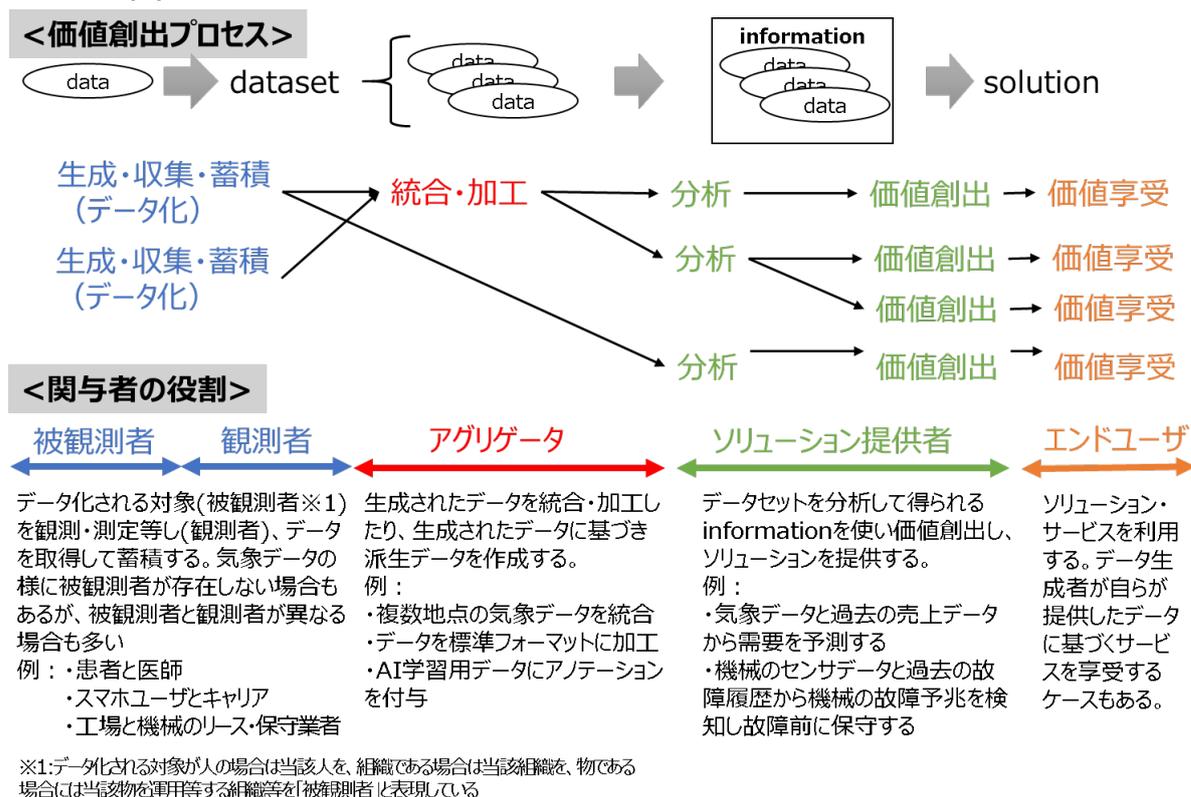
図 1 は政府が令和 3 年 6 月に策定した「包括的データ戦略の基本的な考え方」である。包括的データ戦略が実現すべき戦略目標はビジョンで示したとおり、データがつながることで「新たな価値を創出」することである。国民にとっての「新たな価値」とは、例えば「データ分析をもとに各人の個性やニーズに基づいて提供されるパーソナライズされた高度なサービス」（例：医療行為）であり、また、行政機関にとっては、「利用者の行動分析を通じた政策の効果測定」や「EBPM・データドリブン行政」であり、また、産業界にとっては「様々なデータを活用した新サービスの創出」（例：MaaS）である。さらに、地域全体にとっては、「人口減少、高齢化等の地域課題の解決や地域の魅力向上」（例：スマートシティ／スーパーシティ）である。

これらを実現するためには、幅広いデータを集約、分析し、新たな視点や提言を包括的・効率的・一元的に実現できるような「データ利用者視点」のアーキテクチャとインターフェース、そして、それを支えるデータ環境整備と社会実装過程におけるビジネスプロセス・リエンジニアリングが求められる

1 (2) プラットフォーム構築の必要性

2 広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、「データ連携」とそれを  
 3 「利活用したサービスを提供」する基盤（プラットフォーム）の構築が鍵であり、プラット  
 4 フォーム（以下 PF と記載）の構築は包括的データ戦略において重要政策として取り  
 5 上げられている。より具体的には、重点的に取り組むべき分野として、健康・医療・介護  
 6 分野、教育分野、防災分野、農業分野、インフラ分野、スマートシティ分野を指定  
 7 し、関係省庁はデジタル庁と協力して令和 7 年（2025 年）までに PF の実装を目  
 8 指すこととしている。また、モビリティ、港湾、電子インボイス、契約・決済の分野におい  
 9 ても、関係省庁はデジタル庁と協力することで PF の在り方を検討することとしている。ま  
 10 た、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業において分野間データ連携基盤の  
 11 構築を開始し、その運用を行う組織として一般社団法人データ社会推進協議会  
 12 （DSA:Data Society Alliance）が令和 2 年（2020 年）12 月に設立され、  
 13 データ連携を目指す PF として DATA-EX が提供されることとなった。

14 (3) データ取扱いルールの必要性



16 図 2 データ利活用による価値創出プロセスと関与者の役割

17 図 2 はデータからソリューション（価値）が創出されるまでのプロセスと、このプロセス  
 18 に関与する関与者の役割を図示したものである。観測・測定等によりデータが生まれて  
 19 から、ソリューションが創出されるまで、多くの関与者が様々な貢献を行う。したがって各  
 20

1 関与者の利害・関心に配慮したデータ取引が行われないと、この価値創出プロセスを前  
2 に進めソリューションを生み出すことができない。しかし実際には、データ提供者とデータ  
3 利用者の間にはデータ流通に対して以下のような懸念・不安感があり、これがデータ流  
4 通の阻害要因となっている<sup>ii</sup>。

5 <データ流通の阻害要因>

- 6 1. 提供先での目的外利用（流用）
- 7 2. 知見等の競合への横展開
- 8 3. パーソナルデータの適切な取扱いへの不安
- 9 4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
- 10 5. 対価還元機会への関与の難しさ
- 11 6. 取引の相手方のデータ・ガバナンスへの不安
- 12 7. 公正な取引市場の不足
- 13 8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

14 従って PF を介してデータ流通を促進し新たな価値の創出へとつなげるためには、これら  
15 の阻害要因を払拭可能なデータ取扱いルールの実装が必要となる。平成 30 年  
16 （2018 年）の不正競争防止法の改正による限定提供データ保護<sup>iii</sup>の導入や、信  
17 頼できる情報銀行に求められる情報信託機能についての認定指針<sup>iv</sup>の策定、A I・  
18 データの利用に関する契約ガイドライン<sup>v</sup>の策定等、これまでもデータ流通を促進するた  
19 めの様々な取組がなされてきている。これらの取組を参考にしつつ、データ戦略推進ワー  
20 キンググループに設置されたプラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する  
21 サブワーキンググループにおいて検討をし、PF におけるデータ取扱いルールの実装に際し  
22 て踏まえるべき視点と検討の手順をまとめたのが、本ガイダンスである。

23  
24 1.2 ガイダンスの狙いと位置づけ

25 (1) ガイダンスの狙い

26 本ガイダンスは、1.1（2）に記載の関係省庁とデジタル庁が協力して構築する  
27 PF、および分野間データ連携を目指す PF である DATA-EX を対象としている。従っ  
28 て、読者としては、これらの PF の運営者の他、関係省庁及びデジタル庁の PF 担当者  
29 を想定している。また、当該 PF 上でデータ取引を行う PF の参加者も読者として想定  
30 をしている。そして、本ガイダンスではこれらの想定読者が、自ら構築もしくは参加しようと  
31 している PF について、

- 32 ● データ流通の阻害要因（＝リスク）を特定し、これを払拭するためのデータ  
33 取扱いルールを PF に実装できるようになる
- 34 ● 環境変化に応じて新たに顕在化するリスクを適切に評価し、ルールを更新  
35 できるようになる

36 ことを狙いとしている。

1  
2 (2) ガイドンスの位置づけ

3 1.1 (3)に記載のデータ流通の阻害要因を払拭するためのデータ取扱いルールの実  
4 装には、求められている価値を創出するためにはどのようなデータが必要か、データから価  
5 値を創出するためにどのような価値創出プロセス（図 2）が必要かを踏まえた上で、価  
6 値創出プロセス（図 2）の関与者をはじめとするステークホルダーの利害・関心を把握  
7 することから始める必要がある。これらは PF のアーキテクチャ設計のために必要な検討事  
8 項であり、データ取扱いルールは PF のアーキテクチャと共に検討をする必要がある。更に  
9 ルールの設計段階においても、データ取引プロセスやこれに使う IT を PF のアーキテク  
10 チャに取り込む必要がある。言い換えると、PF のアーキテクチャが出来上がった後にデータ  
11 取扱いルールを実装してもデータ流通の阻害要因を払拭するには不十分である。データ  
12 流通の阻害要因を払拭するためには、利用するデータや価値創出プロセスの検討、必  
13 要なデータ取引プロセスや IT の検討が必要であり、その検討結果を PF におけるデータ  
14 取扱いポリシーや PF の利用規約といったルールの形にしたものがデータ取扱いルールで  
15 ある。したがってデータ取扱いルールは PF のアーキテクチャの一部として検討し、PF のア  
16 ーキテクチャに一体となって組み込まれるよう運用される必要がある。その意味で、本ガイ  
17 ダンスは PF のアーキテクチャのうち、データ取扱いルールに焦点を当てたものである。

18 本ガイドンスは、1.1（2）に記載の関係省庁とデジタル庁が協力して構築する  
19 PF、および分野間連携基盤である DATA-EX において、今後 PF が備えるべきルール  
20 の具体化にあたって、参照されるべきものである。

21 なお、本ガイドンスは上記以外の民間の PF に関しては何ら拘束力のあるものではな  
22 いが、記載内容は民間の PF においてデータ取扱いルールを実装する際にも参考とな  
23 る。本ガイドンスの改定の際に参考となるフィードバックを得るためにも、民間の PF にお  
24 ける積極的な活用が期待される。

25  
26 **2 データ取扱いルールの実装におけるアジャイル・ガバナンスの必要性**

27 2.1 PF におけるデータ取扱いルールの実装の特徴

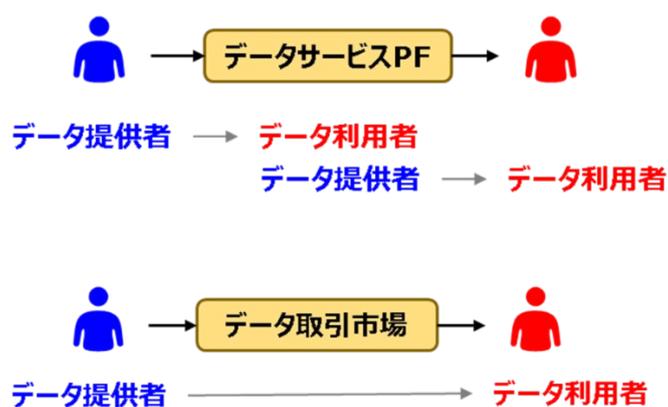
28 PF にデータ取扱いルールを実装する際には、以下の特徴を踏まえる必要がある。

29 1. 多様なステークホルダー

30 PF においてデータ流通を促進するには、PF 上でデータをやり取りするデータ提  
31 供者やデータ利用者の懸念・不安感を払拭するだけでは足りない。図 2 に示  
32 す価値創出プロセスの関与者には、PF に直接参加しない者、すなわちデータ提  
33 供者の上流で価値創出プロセスに関与する者（例えば被観測者）やデータ利  
34 用者からデータやソリューションを受け取る者（例えばエンドユーザ）も含まれて  
35 おり、こうした関与者もステークホルダーとなる。また、将来関与者となり得る者  
36 や、エンドユーザとはならないが創出される価値（ソリューション）に利害・関心を

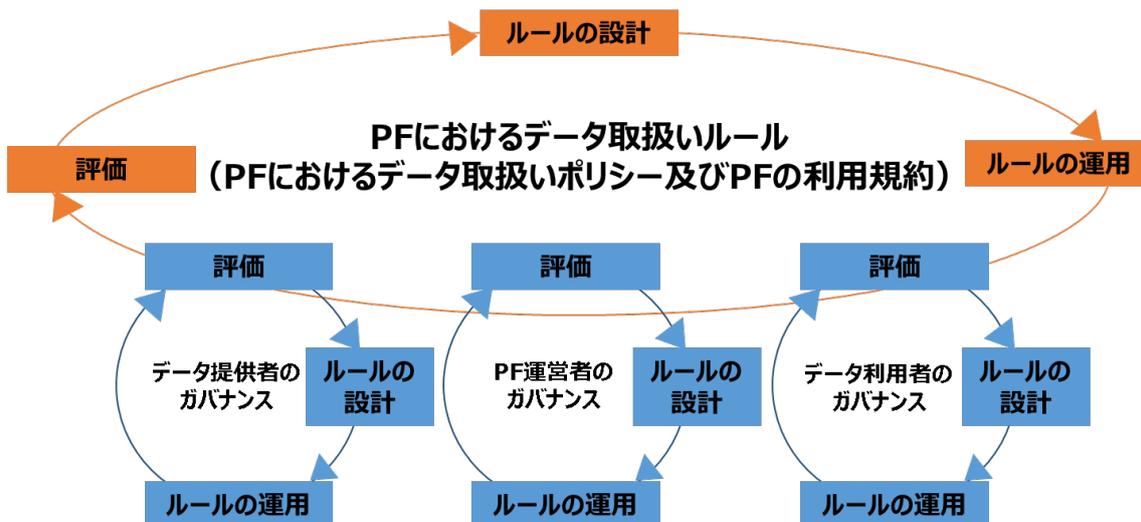
1 持つ者もステークホルダーとなる。これら幅広いステークホルダーが抱くデータ流通  
2 に対する懸念・不安感をリスクとしてとらえ、対応策を検討する必要がある。特  
3 くに、パーソナルデータについては本人、ノンパーソナルデータについては例えば稼働  
4 データの取得対象となる工作機械を使用する工場等の組織、すなわち図 2 で  
5 被観測者と記載されている者の懸念・不安感の把握は重要である。また創出さ  
6 れる価値（ソリューション）がこれを享受するエンドユーザに不利益を与えない  
7 か、これを享受できない者に対して不当に差別的な扱いをもたらす恐れがないか  
8 という視点も重要である（3.1 に詳述）。

9 2. PF におけるデータ取扱いルール役割



10  
11 図 3 PF の構成

12 図 3 に示すように、PF は PF 運営者と PF を介してデータを取引する PF ユ  
13 ーザ（データ提供者およびデータ利用者）から成り立っている。なお、「PF 運営  
14 者」「データ提供者」「データ利用者」とは立場であって、これは固定ではなく、あ  
15 る者がある時はデータ提供者、別の時はデータ利用者となることもある。また PF  
16 運営者の中には、ある者からデータを受け取って蓄積、統合・加工や分析等を  
17 し（＝データ利用者となり）その結果を別の者へ提供する（＝データ提供者と  
18 なる）者、すなわち図 2 に示す価値創出プロセスの一端を担うデータサービス  
19 PF の運営者と、データ提供者とデータ利用者との間の取引の仲介をする者、す  
20 なわち図 2 に示す価値創出プロセスを自らは担わないが価値創出プロセスの  
21 一端を担う者の間を中立な立場から仲介してデータ流通に貢献するデータ取引  
22 市場の 2 つの異なる種別が存在する。



1  
2 図 4 PF におけるデータ取扱いルールと PF 運営者および PF ユーザ各々のガバナンス

3 PF においてデータ流通を促進するには、PF 運営者と PF ユーザの間で、何が  
4 データ流通の阻害要因（＝リスク）なのか、このリスクを回避・軽減等するため  
5 にどのような PF のデータ取扱いルールが必要なのかが共有されている必要があ  
6 る。その上で、PF 運営者と PF ユーザが各々、PF のデータ取扱いルールを遵守  
7 するためのガバナンスを実装する（図 4 の下半分のサイクル）ことも必要とな  
8 る。このため図 4 に示すように、PF におけるデータ取扱いルールは、PF 運営者  
9 と PF ユーザに横串を通し、各々におけるガバナンスの実装、すなわちルール  
10 の設計・運用・評価のサイクル（図 4 の下半分のサイクル）が適切に回るよう促す  
11 役割を担う。PF におけるデータ取扱いルールは、一般的には PF におけるデータ  
12 取扱いポリシーおよび PF の利用規約の形をとる。この PF におけるデータ取扱い  
13 ポリシーと PF の利用規約についても、設計・運用しその状況进行评估してルール  
14 の設計に反映するというサイクル（図 4 の上半分のサイクル）を回す必要があり、  
15 その担い手は PF 運営者である。

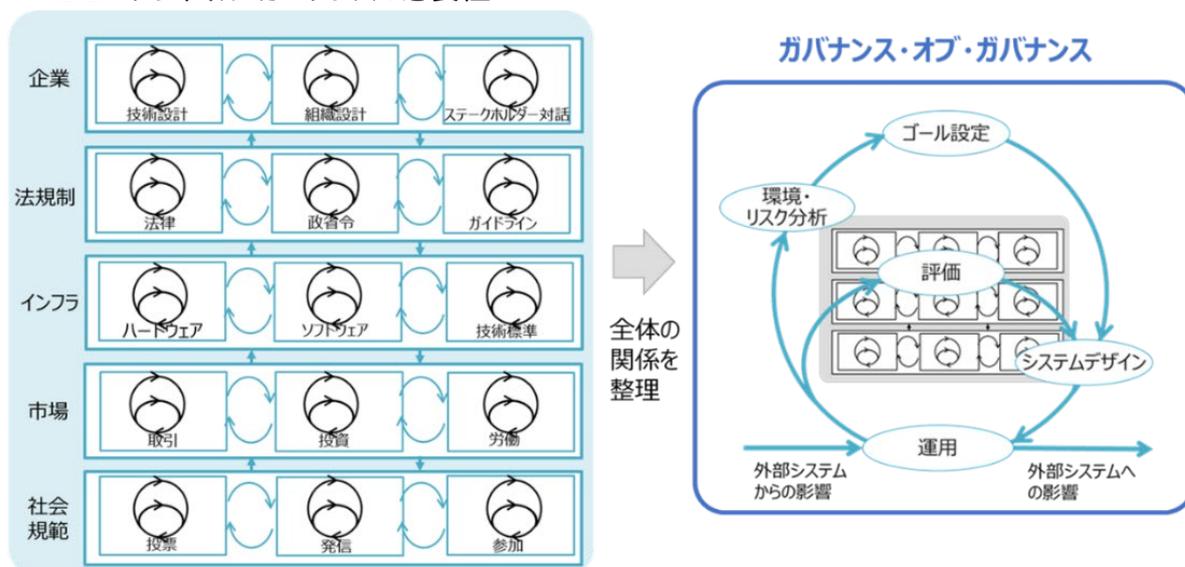
16 3. データ流通の阻害要因（＝リスク）及びその対応手段の変動

17 ステークホルダーの懸念・不安感は時と共に移り変わることも理解しておく必要  
18 がある。例えばデータ利活用に対する社会的受容のレベルは、人々がメリットを  
19 実感できるソリューションが実現すれば上がり逆に不安・懸念を感じさせる問題が  
20 起きれば下がる。日々進歩するテクノロジーが新たなリスクを生じさせることもあ  
21 る。PF が発展しデータ取引が増大すると、PF のネットワーク外部性等により PF  
22 運営者の地位が向上し競争政策上の新たなリスクを生じさせる可能性もある。  
23 さらに諸外国で策定・推進されるデータ戦略や国際標準の動向の影響も受  
24 ける。

25 リスク軽減のために利用可能な手段も発展し続けている。スマートコントラ  
26 ト、アクセス制御技術、来歴管理技術等の IT の発展もその 1 つである。リスク

1 軽減のための制度枠組みも進化する。政府で認定基準等<sup>vi</sup>を定め、これを用  
 2 いて民間団体である一般社団法人日本IT団体連盟が実施している情報銀  
 3 行認定事業や、各種認証制度<sup>vii</sup>もリスク対応手段の1つであり、公的枠組み  
 4 から民間が自主的に実施するものまで今後も新たなリスク対応手段が生じ得  
 5 る。

## 7 2.2 アジャイル・ガバナンスの必要性



8 図 5 マルチステークホルダーによる「アジャイル・ガバナンス」のイメージ

9 上記のような特徴を踏まえた結果、本ガイダンスでは、経済産業省に設置された  
 10 Society 5.0における新たなガバナンスモデル検討会によって提唱されたアジャイル・ガ  
 11 バナンス<sup>viii</sup>のコンセプトを採用する。アジャイル・ガバナンスは、Society 5.0が複雑で  
 12 変化が速くリスクの統制が困難であること、ガバナンスが目指すゴール自体も多様化し  
 13 変化していく点に着目し、Society 5.0の実現には詳細なルールや手続きが事前に固  
 14 定されたルールベースのガバナンスではなく、企業・法規制・インフラ・市場・社会規範と  
 15 いった様々なガバナンスシステムにおいて、図5に示すように、「環境・リスク分析」「ゴー  
 16 ル設定」「システムデザイン」「運用」「評価」「改善」というサイクルを、マルチステークホル  
 17 ダーで継続的かつ高速に回転させていく必要があるとしている。

18 アジャイル・ガバナンスのサイクルは、以下の3つの要素で構成されている（図5の  
 19 右側）。

- 20 21 1. PDCA サイクル（内側の「システムデザイン」→「運用」→「評価」→「システムデ  
 22 ザイン」のサイクル）
- 23 2. 外部環境やリスクの変化に応じて、ガバナンスのゴールを更新していくサイクル  
 24 （外側の「環境・リスク分析」→「ゴール設定」→「システムデザイン」→「運用」  
 25 →「環境・リスク分析」のサイクル）

3. 対外的な透明性（情報開示）及びアカウントビリティの確保（右下の直線部分）

この2重のサイクルを、企業、政府、個人・コミュニティといった様々な主体が実施しつつ、透明性やアカウントビリティを通じてこれらを相互に接続し、全体の最適を図ることこそが、「アジャイル・ガバナンス」のモデルである（図5の左側）。データ取扱いルールを検討するにあたって、こうしたアジャイル・ガバナンスの考え方は、とりわけ、以下の点で有用であると考えられる。

1. 一定のゴールに対応するPDCA（内側のサイクル）を回すだけでなく、継続的な「環境・リスク分析」によって常に変化していくデータ流通の阻害要因（上記2.1の3.）を把握し、それをもとにゴール自体を変えていくダイナミックな視点（外側のサイクル）を導入できる。
2. ステークホルダーが何層にも折り重なるPFエコシステム全体のガバナンスを、単に個々の主体のガバナンスに分解するのではなく、相互に有機的に関連づけて整理する視点を導入できる（図5の左側）。これにより、図4に示したように、PFにおけるデータ取扱いルール実装のPDCAと、PF運営者およびPFユーザー各々のガバナンス実装のPDCAを相互に影響するものとして捉えることができる。

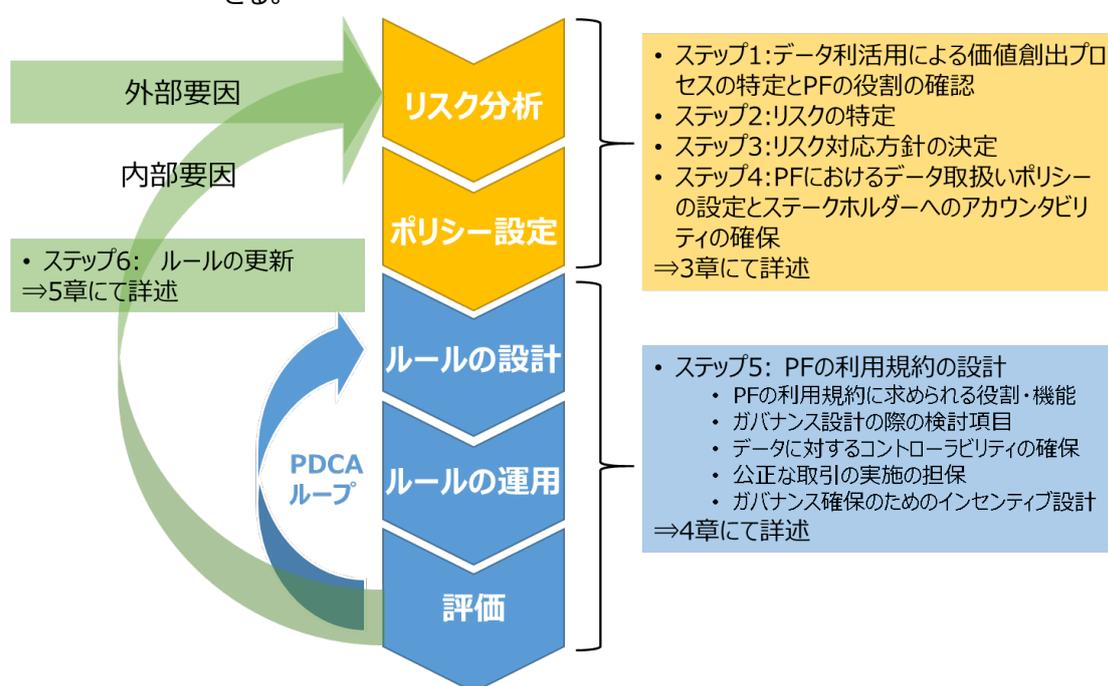


図 6 PF へのデータ取扱いルール実装の検討手順

図6はアジャイル・ガバナンスの概念を取り入れた、PFへのデータ取扱いルール実装の検討手順である。リスク分析とポリシー設定はアジャイル・ガバナンスの環境・リスク分析とゴール設定に相当し、ルール設計・運用と評価はアジャイル・ガバナンスのシステムデザイン・運用・評価に相当する。そして、内部要因・外部要因によってルールの

1 更新が必要となる点は、「「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「説明」「評価」「改  
2 善」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていく」とし  
3 ているアジャイル・ガバナンスのコンセプトと同じである。

4 そこで次章以降、図 6 に示す検討手順に沿って、PF 運営者が PF にデータ取扱い  
5 ルール（PF におけるデータ取扱いルールと PF の利用規約）を実装する際に必要とな  
6 る検討観点を示す。

### 8 **3 リスク分析・ポリシー設定**

#### 9 3.1 ステップ 1：データ利活用による価値創出プロセスの特定と PF の役割の確認

---

##### **ステップ 1**

1. 求められている（創出することが期待されている）価値
2. 価値創出に必要なデータ
3. 価値創出に貢献する関与者

を特定し、データ利活用による価値創出プロセスと関与者の役割・貢献を把握すると共  
に（図 2）、当該プロセスにおける PF の役割（価値創出プロセスの一端を担う（デー  
タサービス PF である）のか、価値創出プロセスを担う者の間で行われるデータ取引を仲  
介する（データ取引市場である）のか（図 3））を特定する。

---

##### <補足説明>

- 11 1. 求められている価値を特定する際には、これが特定のステークホルダーに不当な不利  
12 益を及ぼす恐れがないかにも注意を払う必要がある。2.1 に記載の通り、ステークホ  
13 ルダーには、提供される価値に対して利害・関心を持つ者も含まれる。特に、価値を  
14 享受しない者に対して不当に差別的な扱いをもたらす恐れはないか確認することは  
15 重要である。
- 16 2. 価値創出に必要なデータを特定する際には、これが求められている価値と比して均  
17 衡性があるか、必要以上のデータを扱おうとしていないか、に留意をする。  
18 例：機械の保守・メンテナンスサービスを提供する名目で、保守・メンテナンスに関係  
19 のない情報まで取得しようとしていないか
- 20 3. 関与者を特定する際には、観測・測定・記録等によりデータ生成に貢献する観測者  
21 の他に、観測・測定・記録の対象者や対象物を運用する組織等（図 2 に示す被  
22 観測者）の有無も確認する。観測者と被観測者とは、データに対する利害関心  
23 が大きく異なる。

1 例：商店街に設置されたカメラ画像を分析して混雑状況データを提供する場合、市  
2 民（被観測者）にとっては行動監視に対する懸念が最大の関心事である一方で、  
3 カメラ画像から混雑状況データを生成して提供する商店街（観測者）にとっては提  
4 供先が混雑状況データを当初目的（例えば、市民への混雑回避への協力の呼び  
5 かけ）以外の目的（例えば、商店街の集客力の判断）に流用することも懸念点と  
6 なる。

- 7 4. 求められている価値が複数想定される場合は、価値ごとに価値創出プロセスと関与  
8 者の役割・貢献を把握する。求められている価値によって、関与者の役割・貢献や  
9 利害関心が異なるからである。

10 例：ある PF を通して流通するデータが、患者個人にカスタマイズされた医療サー  
11 スの提供にも創薬にも利用されることが想定されるなら、各々について価値創出プロ  
12 セスと関与者の役割・貢献を把握する。

- 13 5. 求められている価値とは、エンドユーザが享受する価値のことである。PF が図 2 に示  
14 すソリューション提供者の役割を担わず、別の関与者がこれを担う場合は、求められ  
15 ている価値は PF を介してデータを受け取るデータ利用者に PF が直接的に提供する  
16 価値とは一致しないため、その先のエンドユーザまでの価値創出プロセスを把握するこ  
17 とが肝要である。

- 18 6. PF が価値創出プロセスの一端を担う（データサービス PF）のか、価値創出プロセス  
19 を担う者の間で行われるデータ取引を仲介する（データ取引市場）のかによって、  
20 PF 運営者が対応すべきリスクは大きく異なる。従って、PF がどちらの役割を担うのか  
21 意識しておく必要がある。

22 例：データ取引市場は、データを継続的に保管する観測者やアグリゲータ、ソリュー  
23 ション提供者に比べれば、当該データの保管に伴う情報漏えいリスクは低い。

24

1 3.2 ステップ 2 : リスクの特定

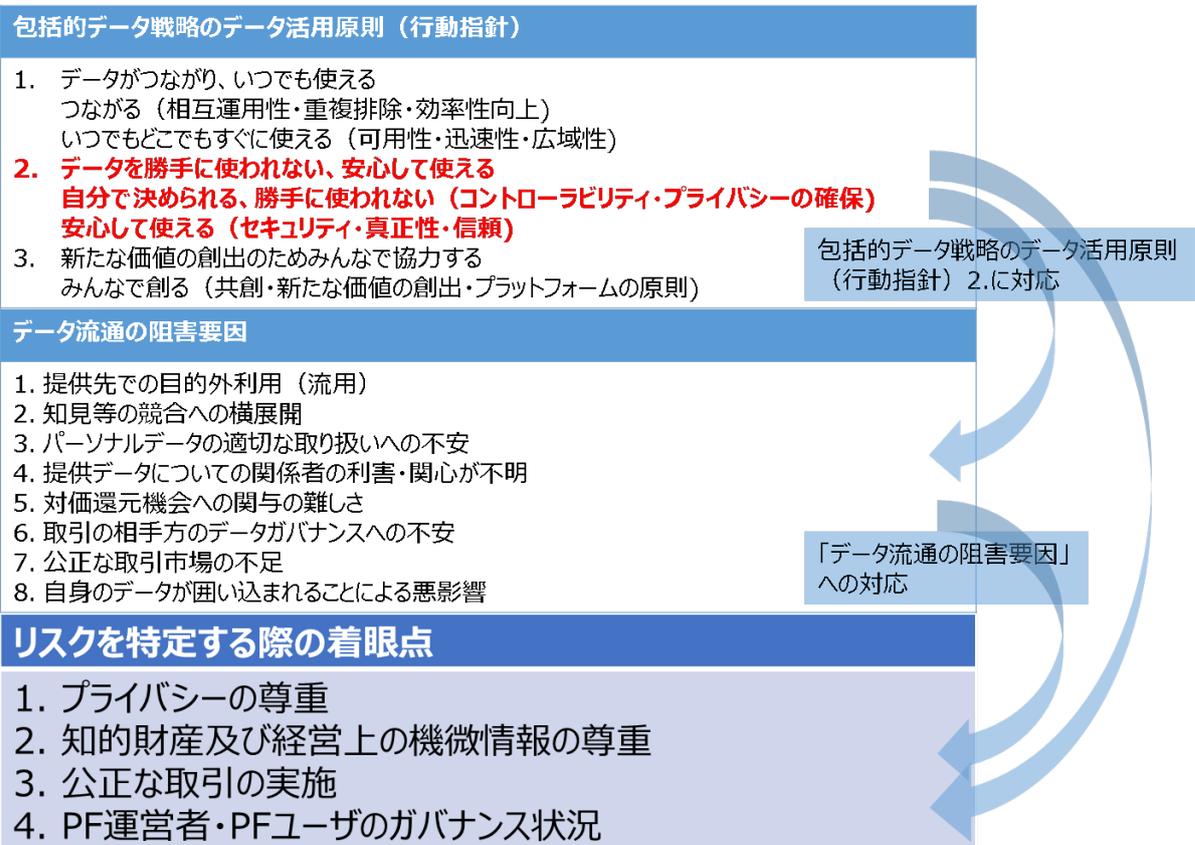
**ステップ 2**

データ、価値創出プロセス(図 2)及び求められている価値に対するステークホルダーの利害関心を把握し、図 7 に示すリスクを特定する際の着眼点にてらして、誰のどのような利害・関心がデータ流通の阻害要因となるかを検討することで、価値創出プロセス上のリスクを特定する。

なお、図 7 に示すリスクを特定する際の着眼点は、包括的データ戦略のデータ活用原則（行動指針）の「2.データを勝手に使われない、安心して使える」を実践するために必要となる着眼点である。データ流通の阻害要因は、「2.データを勝手に使われない、安心して使える」が満たされない場合にデータ取引当事者に生ずる懸念・不安感であるため、この着眼点に照らしてリスクを特定することとしている。

2  
3

<補足説明>



4  
5

図 7 リスクを特定する際の着眼点

1 1. プライバシーの尊重

2 パーソナルデータを取扱う PF の場合、自身のパーソナルデータが取り扱われる本人  
3 (図 2 に示す被観測者たる個人) だけでなく、現時点で自身のパーソナルデータ  
4 が取り扱われているわけではないが将来取り扱われる可能性のある者もステークホル  
5 ダーとなるため、前者だけでなく後者に対してもプライバシーに対する懸念・不安を抱  
6 かせる恐れがないか検討する。

7 2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重

8 提供データへのアクセスを許諾される者の範囲、提供データの利用を許諾される目  
9 的の範囲が、データ提供者だけでなく価値創出プロセスにおいてデータ提供者より上  
10 流に位置する者(データ提供者にデータを提供する者や被観測者)にも、懸念・  
11 不安を抱かせる恐れがないか検討し、適切な範囲を定める。

12 3. 公正な取引の実施

- 13 ① 求められている価値に公正性を欠く点はないか  
14 ② 不当なデータ取引の条件が課されるおそれはないか  
15 ③ 規模の経済やネットワーク効果により①②の弊害が発生・拡大するおそれはない  
16 か  
17 を検討する。

18 4. PF 運営者・PF ユーザのガバナンス状況

19 PF 運営者と PF を介してデータを取引する PF ユーザ(データ提供者およびデータ利  
20 用者)のガバナンス状況について、PF 運営中・参加中のみならず、PF 運営の終了  
21 後や PF から撤退した場合も想定してリスクを特定する必要がある。また、未然に防  
22 ぐべきリスクだけでなく、紛争・損害が生じた際の対応に関するリスクも特定する必要  
23 がある。その際には、PF 運営者および PF ユーザ以外のステークホルダー(例えば PF  
24 に参加していないエンドユーザや被観測者)が受けた損害に対する責任の所在が  
25 不明確とならないよう特に注意を払う必要がある。  
26

1 3.3 ステップ 3 : リスク対応方針の決定

**ステップ 3**

特定したリスクに対して、

1. 影響：リスクがどの程度データ流通を阻害するか
2. 頻度：リスクがどの程度の頻度で発生し得るか

を踏まえて、リスクを回避するのか、軽減するのか、転嫁するのか、受容するのか、リスクへの対応方針を決定する（図 8）。

リスク対応方針に沿って、リスクに対する具体的な対応策を PF のデータ取扱いルールとして実装することになる。

2 <補足説明>

|     | 影響小   | 影響大   |
|-----|---|---|
| 頻度高 | <p><b>軽減：リスクを受容可能なレベルに減らす</b><br/>                     &lt;具体的な対応策の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 意図しないデータ流通を防止するため、アクセス制御技術の利用を、PF ユーザに課す</li> <li>• 個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF ユーザへ課す</li> </ul> | <p><b>回避：リスクの原因を取り除く</b><br/>                     &lt;具体的な対応策の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、PFに参加可能な者を限定する</li> <li>• PF上で個人情報を取り扱わない</li> </ul> |
| 頻度低 | <p><b>受容：対策を行わずに受け入れる</b><br/>                     &lt;具体的な対応策の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新サービス導入に際し、データ提供者から新サービスへのデータ利用につき同意の再取得を行わないことを判断（過去に取得した同意の範囲が新サービスに適用可能、かつステークホルダーに不利益は生じないと判断）</li> </ul>       | <p><b>転嫁：リスクの結果と責任を第三者へ移す</b><br/>                     &lt;具体的な対応策の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• PFを介してデータを受け取るデータ利用者に、情報漏洩について保険加入を課す</li> </ul>                    |

3  
4 図 8 リスク対応方針の類型と具体的な対応策の例

- 5 1. リスクへの対応によってデータ流通が制約され求められている価値の創出が困難となる場合もあるため、リスク対応方針を決定する際には当該方針に沿って具体的にどのようなリスク対応策を実施することになるのか、事前にある程度イメージを持って検討する必要がある。特にリスクを回避する場合には、データ流通への制約が大きいいため、価値創出プロセスを再検討する（ステップ 1（3.1）に戻って再検討を行う）
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10 ことが必要になる場合もある。

- 1 2. リスクを転嫁しても、全てのリスクを第三者へ移転できるわけではなく、残ったリスクに  
2 対して別途対応方針を検討する必要がある。  
3 例：情報漏洩保険に加入しても、金銭的なリスクは保険会社へ移転できるが社会  
4 的信用の失墜には対応できない。
- 5 3. ルールの再設計が必要となるタイミングを把握することができるよう、決定したリスク対  
6 応方針の見直しが必要となる要因やそのプロセスについても検討しておく（詳細は  
7 ステップ6を参照）。

8  
9 3.4 ステップ4：PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビ  
10 ティの確保

---

#### **ステップ4**

リスク対応方針の実行を価値創出プロセスの関与者をはじめとするステークホルダーへ約  
束するため、PFにおけるデータ取扱いポリシーを定め、ステークホルダーに説明する。この  
際、PFにおけるデータ取扱いポリシーには以下の役割があることを踏まえてポリシーの内  
容、ステークホルダーへの説明方法を検討する。

<PFにおけるデータ取扱いポリシーの役割>

1. PFに実装されるデータ取扱いルールの目的をステークホルダーに理解頂くことで、PF  
におけるデータ流通に対する信頼を醸成する
2. PF運営者及びPFユーザに、PFのデータ取扱いルールの遵守を促す
3. ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションと協議の機会を提供し、実効的な  
PDCA及びルール更新を可能にする

---

<補足説明>

- 11  
12 1. リスク対応方針と共に、その背景にある価値観（例：プライバシーの尊重、データ提  
13 供者の経営上の機微情報の尊重）が、ステークホルダーに容易に理解できるような  
14 内容とすることが肝要である。
- 15 2. PFへの参加者だけでなくその他のステークホルダーにとっても必要性が理解され、共  
16 感される内容であることが肝要である。特にプライバシーの尊重に関しては、現に自  
17 身のパーソナルデータが取り扱われている者（被観測者）だけでなく、現時点では  
18 自身のパーソナルデータが取り扱われているわけではないが将来的に取り扱われる可  
19 能性のある者（被観測者になり得る者）に向けても、分かりやすく説明を行うことが  
20 重要である。

- 1 3. PFに参加しようとしている組織に対してどのようにPFにおけるデータ取扱いポリシー  
2 を提示するのか、その他のステークホルダーへどのようにPFにおけるデータ取扱いポリ  
3 シーを説明するのか、更にPFにおけるデータ取扱いポリシーを更新する際の提示・  
4 説明の方法についても検討をする必要がある。
- 5 4. PFにおけるデータ取扱いポリシーの遵守のため、どのようなPDCAサイクルを回す方  
6 針なのか、適切なタイミングでルールを更新できるようどのような方策をとるのかも、PF  
7 におけるデータ取扱いポリシーの中で表現すると良い。

#### 9 **4 ルールの設計・ルールの運用・評価（ステップ5：PFの利用規約の設計）**

##### 10 4.1 ステップ5-1：PFの利用規約に求められる役割・機能

---

#### **ステップ5-1**

PFにおけるデータ取扱いポリシーの実行には、PF運営者とPFユーザが各々、ガバナンスを実装する必要がある。このため、PF運営者およびPFユーザの間で締結されるPFの利用規約は、PF運営者およびPFユーザ各々がPFにおけるデータ取扱いポリシーを実行するためのルールの設計・運用・評価のPDCAサイクルを回すよう設計する必要がある（図4）。

より具体的には、PFの利用規約には、以下の3つの機能が求められる（図9）。

1. データに対するコントロールビリティの確保
2. 公正な取引の実施の担保
3. ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

---

11 <補足説明>

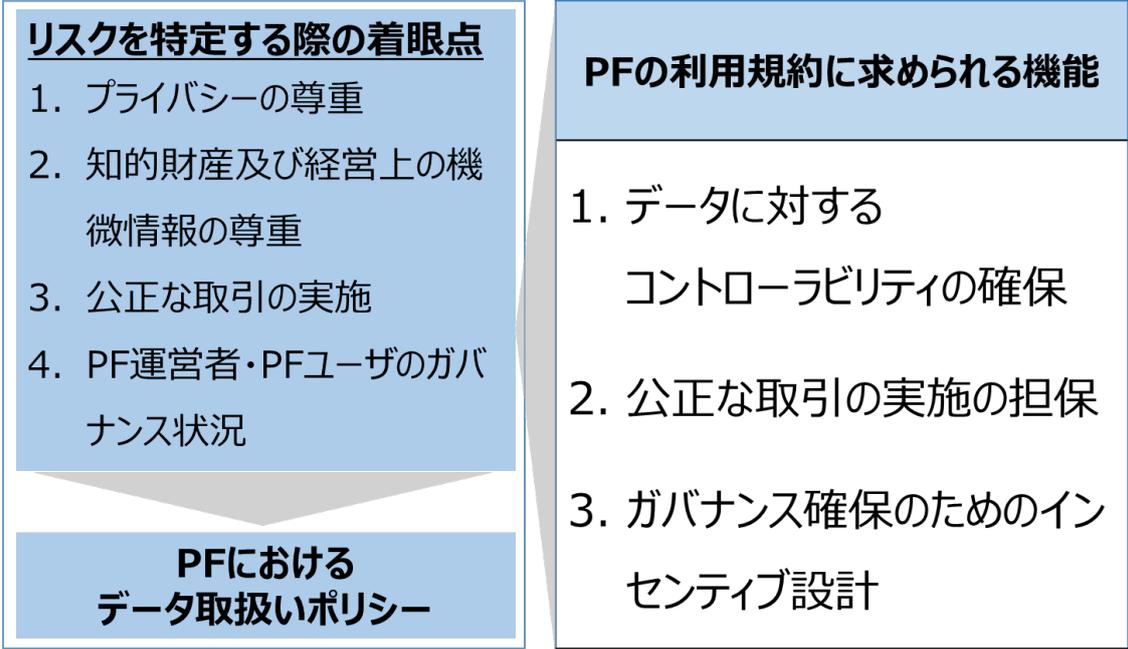


図 9 PF の利用規約に求められる機能

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

1. 図 9 に示すように、PF の利用規約に求められる上記 3 つの機能は、ステップ 2 (3.2) でリスクを特定する際に用いた着眼点に対応している。データに対するコントロールビリティの確保は、パーソナルデータを取り扱う際に重要なプライバシーの尊重のために必要である。また、パーソナルデータに限らずノンパーソナルデータを取り扱う際にも、知的財産や経営上の機微情報の尊重のために必要となる。公正な取引の実施の担保、ガバナンス確保のためのインセンティブ設計も各々、リスクを特定する際の着眼点に基づき必要となる機能である。
2. PF 運営者と PF ユーザがガバナンスを実装する際、法令遵守は最低限の要件となる。さらにリスクに応じて法令で求められている以上の措置をとることが望ましい場合には、PF の利用規約に定めることで、これを遵守するためのガバナンス実装を PF 運営者と PF ユーザに促すことができる。
3. データが国境を越えて流通する可能性がある場合、PF ユーザや図 2 に示す被観測者やエンドユーザといったステークホルダーが国外に存在する場合には、日本の法令<sup>ix</sup>・外国の法令双方への対応を念頭におく必要がある。

1 4.2 ステップ 5-2 : ガバナンス設計の際の検討項目

**ステップ 5-2**

PF 運営者や PF ユーザは、ポリシー、契約、プロセス、IT、人材・組織を組み合わせ、ガバナンスを構築・実施する（図 10）。従って PF の利用規約には、これらの項目について、PF におけるデータ取扱いポリシーの履行に必要となる事項を盛り込む。

2 <補足説明>

| 検討項目  |   | 特徴  | 要求レベル (※1) |     |   |
|-------|---|---|------------|-----|---|
|       |   |   | ①          | ②   | ③ |
| ポリシー  | データを取扱うに際しての価値観・方針を分かりやすく説明するもの<br>(例：プライバシー憲章) | ステークホルダーに理解しやすい内容とするためには、コンセプトの明確さが重要であるため、具体性を持たせることは難しい場合がある  | 低          | 高   | 中 |
| 契約    | ポリシー遵守のため、取引の相手方と約束すべき事項<br>(例：利用目的・期間、第三者提供範囲) | 法律文書である契約は、専門家以外には解釈が難しいことが多いため、別途重要事項説明書を作成したり、同意取得のプロセスを工夫することでステークホルダーにも明確に理解できるよう工夫が必要。<br>頻繁に更新することは難しいため、柔軟な対応を可能にするためには具体的な規定が難しい場合がある | 中          | 中～低 | 中 |
| プロセス  | ポリシーおよび契約の遵守のため実行すべき処理 (例：同意取得プロセス)             | アクションアイテムのレベルの具体性と、変化への柔軟な対応が必要とされる   | 高          | 中   | 高 |
| IT    | ポリシーおよび契約の遵守のため導入・運用すべきIT (例：アクセス制御技術、来歴管理技術)   |   |            |     |   |
| 人材・組織 | プロセスの実行やITの導入・運用に必要な人材の確保・育成、組織の構築・運営           |   |            |     |   |

※1 ①具体的か、②ステークホルダーにとって分かりやすいか、③変化に柔軟に対応可能か

図 10 ガバナンス設計の際の検討項目

PF 運営者および PF ユーザが各々実装するガバナンスは、全体として①具体的で、②ステークホルダーにとって分かりやすく、③変化に柔軟に対応可能である必要がある。図 10 に示す通り、各検討項目が①～③全てを満たすことはできないので、相互に補完し合って全体として①～③を満たすよう設計する必要がある。それを踏まえつつ、PF の利用規約には、各検討項目が満たすべき、もしくは満たすことが推奨される要件を定める。

1 4.3 ステップ 5-3 : データに対するコントロールビリティの確保

**ステップ 5-3-(1) : コントロールビリティの定義**

コントロールビリティとは、同意した範囲の者にのみデータが受け渡され、同意した範囲の利用目的でのみデータが利用される環境でデータの提供が可能なこと、である。プライバシーの尊重や知的財産及び経営上の機微情報の尊重には、データ提供者及び価値創出プロセス（図 2）上で当該データ提供者の上流に位置する者（パーソナルデータの場合は本人を含む）のデータに対するコントロールビリティを確保することが重要である。したがってそのためのメカニズムを、PF の利用規約を使って構築する。

2 <補足説明>

| リスクの影響度 | リスクの発生頻度 | リスク対応方針 | 必要とされるコントロールビリティ確保のレベル   |
|---------|----------|---------|--|
| 大       | 高        | 回避/軽減   | <b>非常に高</b> ：データ提供そのものを再考したり（データを加工してから提供する等）、第三者提供を原則禁止とする等、リスクを回避する選択肢も考慮要。リスクを軽減する場合は、厳格なコントロールビリティ確保が必要。 |
| 大       | 低        | 転嫁      | <b>高</b> ：コントロールビリティ確保策を講じてリスクを軽減することが必要。リスクを転嫁する場合も完全に転嫁することはできないため、残るリスクは軽減要。                              |
| 小       | 高        | 軽減      |  |
| 小       | 低        | 受容      | <b>低</b> ：コントロールビリティ確保策を講じるだけでなく、リスクを受容する選択肢も取り得る。   |

3 4 図 11 リスクに応じたコントロールビリティの確保レベル

- 5 1. パーソナルデータの場合、個人情報保護法<sup>x</sup>の適用があるパーソナルデータであれば  
6 その遵守に必要となる本人のコントロールビリティは最低限確保する必要がある。ノン  
7 パーソナルデータの場合にも、不正競争防止法や著作権法の遵守のためにコントロ  
8 ールビリティの確保が必要となる場合がある。さらに、リスクによっては法令で求められ  
9 ている以上のコントロールビリティの確保が望ましい場合もあり、誰のコントロールビ  
10 ティをどの程度確保する必要があるかは、リスクの影響度とリスクの発生頻度に応じて  
11 検討する必要がある。
- 12 2. 必要とされるコントロールビリティの確保レベルは、リスクの影響度とリスク発生頻度  
13 に応じて異なる。必要以上に高い確保レベルのメカニズムを設計すると、運用コストが  
14 高く、かえってデータ流通の阻害要因となるため注意が必要である。
- 15 3. リスクの影響度と発生頻度は、取引されるデータのタイプ（どのようなパーソナルデ  
16 タータが取り扱われるのか、どのような知財に関するデータが取り扱われるのか、どの程度  
17 の経営上の機微情報が取り扱われるのか等）によって異なる。

**ステップ 5-3-(2) : コントローラビリティ確保の方法**

コントローラビリティを確保する方法としては、①データ取引プロセスの工夫、②IT の活用、③認定・認証の活用、がある。必要とされるコントローラビリティの確保レベルに応じて、これら①～③のいずれか、もしくは組み合わせを、義務付けるのか、推奨するのか、何も定めず当事者に任せるのか、検討し、PF の利用規約に定める。

＜補足説明＞



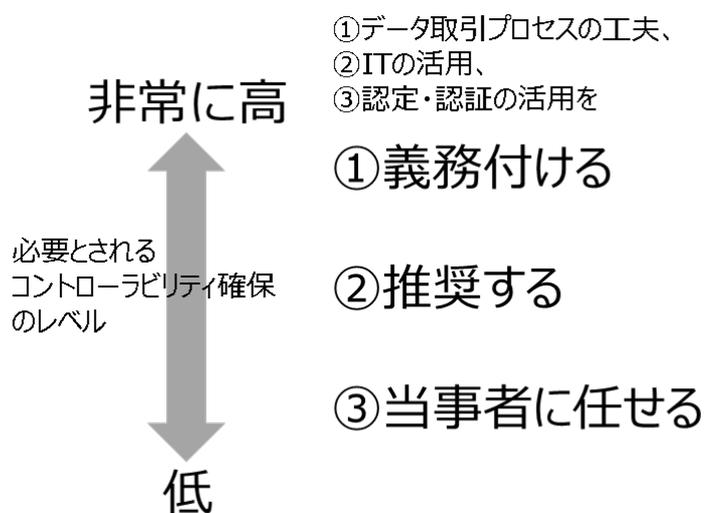
|              |                                   |                                |   |                              |   |
|--------------|-----------------------------------|--------------------------------|---|------------------------------|---|
| 懸念・不安感       | A : 第三者(1) の利害・関心は適切に対処されているか     | B : 取引相手は契約を交わした相手か            | C : データ利用者のデータの利用目的は適切か   | D : データ利用者からのデータの第三者提供範囲は適切か | E :<br>・ 第三者(2)は適切な目的・態様でデータを利用しているか<br>・ 第三者(2)からのデータの提供範囲は適切か |
|              | データ利用者が抱く懸念・不安感                   |                                | -   |                              |   |
|              | データ提供者が抱く懸念・不安感                   |                                |   |                              |   |
| データ取引プロセスの工夫 | データ提供者による表明保証とデータ利用者による表明内容の確認を実施 | データ転送前にデータ提供者とデータ利用者の真正性を互いに確認 | データ利用条件（利用目的・第三者提供先等）についてデータ利用者は明示的な提示・説明を実施。包括的な利用条件を提示する場合は、その旨の明確な説明を実施。 |                              | データ利用者が第三者(2)のガバナンスを管理・監督                                       |
| ITの活用        | スマートコントラクト・アクセス制御技術活用             |                                | 来歴記録・管理技術活用   |                              |   |
| 認定・認証の活用     | 認定・認証取得をPFへの参加要件化                 |                                |   |                              |   |

図 12 コントローラビリティに関するデータ取引当事者の懸念・不安、およびその対応策

1. コントローラビリティについて、PF 上でデータを取引する当事者（PF ユーザ）が抱く懸念・不安感を図 12 に示す。項目 AとBはデータ利用者がデータ提供者に対して抱く懸念・不安感、項目 B～E はデータ提供者がデータ利用者に対して抱く懸念・不安感であり、各懸念・不安感について有効な①データ取引プロセスの工夫、②IT の活用、③認定・認証の活用も例示している。

2. データ利用者は図 12 に示す通り、データ提供者だけでなく、価値創出プロセス（図 2）上でデータ提供者の上流に位置する関与者（図 12 では第三者(1)と表現している被観測者やデータ提供者にデータを提供する者）のコントローラビリティについても検討が必要である。またコントローラビリティを確保するためには、データ利

1 用者の行為だけでなくデータ利用者がデータを提供する者（図 12 では第三者（2）  
 2 と記載）の行為に対する措置も検討が必要である。  
 3 3. コントローラビリティを確保するための「③認定・認証の活用」の例としては、PF が独  
 4 自に認定要件（例えば、データ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへの継続的  
 5 な説明の実施、従業員への教育の実施、データ漏えい等に関する保険への加入等）  
 6 を定めてこの要件を満たすことを PF への参加要件としたり、既存の認証制度 <sup>xi</sup> を利  
 7 用して認証の取得を PF への参加要件や第三者提供先の要件としたりすることが考  
 8 えられる。



9  
 10 図 13 必要とされるコントローラビリティの確保レベルと PF の利用規約への規定方法

11  
 12 4. 必要とされるコントローラビリティの確保レベルに応じ、①データ取引プロセスの工夫、  
 13 ②IT の活用、③認定・認証の活用について、データ提供者とデータ利用者に①義  
 14 務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるのか、検討し、PF の  
 15 利用規約に定める(図 13)。  
 16 なお、推奨する場合は、コントローラビリティ確保策を採用した参加者を公表すること  
 17 で、他の参加者へもコントローラビリティの確保策の採用を促すことも検討すると良い。  
 18 5. データ取引の当事者間で締結されるデータ取引契約のひな型を PF 運営者が準備  
 19 する場合には、経済産業省が発行している AI・データの活用に関する契約ガイドラ  
 20 イン 1.1 版のデータ編、特にデータ提供型の章が参考になる <sup>xii</sup>。この章から必要な  
 21 契約項目を抽出すると共に、①データ取引プロセスの工夫、②IT の活用、③認定・  
 22 認証の活用について、上記検討に基づき記載すると良い。  
 23 6. ①データ取引プロセスの工夫、②IT の活用、③認定・認証の活用を組み合わせ  
 24 て、完全にコントローラビリティを確保することは不可能である。従って 4.5 にて述べる

- 1 通り、PF でのデータ取引への参加資格を梃にしたガバナンス確保のためのインセンテ  
2 イブをPFの利用規約を用いて設計することも重要である。  
3

---

### **ステップ 5-3-(3) : ノンパーソナルデータのコントロールビリティ確保**

ノンパーソナルデータについて必要とされるコントロールビリティの確保レベルは、取引されるデータのタイプと、データ提供者・利用者が抱く懸念・不安感の内容によって異なる（図14）。

＜取引されるデータのタイプ＞

- ① 開示可能なデータ：有償・無償に関わらず、不特定の相手へ提供可能。目的外利用も可能。
- ② 条件付きで提供可能なデータ：データ提供者および価値創出プロセス上でデータ提供者の上流に位置する関係者が同意した相手に同意した利用目的の範囲でのみデータを第三者提供可能
- ③ 原則秘匿のデータ：営業上の秘密や技術ノウハウ等、データ提供者が秘匿管理すべきデータ。提供せざるを得ない相手にのみ必要最小限の利用目的に限り原則データ提供者が直接提供。

- 
- 4 <補足説明>



|            |   |                              |  |                              |  |
|------------|---|------------------------------|--|------------------------------|--|
| 懸念・不安感     | A : 第三者(1)の利害・関心は適切に対処されているか  | B : 取引相手は契約を交わした相手か          | C : データ利用者のデータの利用目的は適切か  | D : データ利用者からのデータの第三者提供範囲は適切か | E :<br>• 第三者(2)は適切な目的・態様でデータを利用しているか<br>• 第三者(2)からのデータの提供範囲は適切か  |
|            | データ利用者が抱く懸念・不安感   |                              | -  |                              |  |
| -          |   | データ提供者が抱く懸念・不安感              |  |                              |  |
| 懸念・不安感の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ提供者は適法な手段でデータを手入しているか</li> <li>データ提供者は、第三者(1)とデータ提供者との間の契約で課された処理を施し、第三者(1)から許諾された利用目的、第三者提供先を踏まえた利用条件で、データ利用者にデータ提供しているか</li> <li>データ提供者は第三者(1)との関係で利用条件の変更が必要になった際は速やかにデータ提供者へ通知しているか。</li> </ul> | データ提供者とデータ利用者はデータ取引契約を交わした者か | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ利用者は、データ提供者から許諾された目的の範囲でデータを利用しているか</li> <li>利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか</li> </ul> | 第三者(2)はデータ提供者から許諾された範囲の相手か   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者(2)は、データ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲でデータを利用しているか</li> <li>利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか</li> <li>データ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がなされていないか</li> </ul> |

＜必要とされるコントロールビリティの確保レベル＞

| 懸念・不安感         | A  | B | C | D                | E |
|----------------|--|---|---|------------------|---|
| ①開示可能なデータ      | 高  | 高 | 低 | 低                | 低 |
| ②条件付きで提供可能なデータ | 高  | 高 | 高 | 高                | 高 |
| ③原則秘匿のデータ      | 高、但し第三者(1)の営業秘密等が含まれる場合は非常に高 (第三者(1)の明示の許諾要) |   |   | 非常に高 (原則第三者提供不可) |   |

図 14 ノンパーソナルデータのコントロールビリティ確保

- 取引されるデータのタイプ、データ取引当事者の懸念・不安感に応じて、どの程度のコントロールビリティ担保が求められているか検討する。そして図 13 で示した通り、①データ取引プロセスの工夫、②IT の活用、③認定・認証の活用について、データ取引の当事者であるデータ提供者とデータ利用者に①義務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるのか、検討し、PF の利用規約に定める。
- 「①開示可能なデータ」を取引する際は、データ利用者がデータ提供者に対して抱く懸念・不安感を軽減することが肝要である。
- 「②条件付きで提供可能なデータ」については、データ利用者がデータ提供者に対して抱く懸念・不安感だけでなく、データ提供者がデータ利用者に対して抱く懸念・不安感も把握し、軽減する必要がある。
- 「③原則秘匿のデータ」については、データ利用者からの第三者へのデータ提供に対してデータ提供者が抱く懸念・不安感が非常に高いため、第三者提供を禁止することでリスクを回避することが原則である。例外的に第三者提供を認めざるを得ない場合は、その範囲を必要最小限に限定し、かつ当該範囲をデータ提供者に十分説明することでリスクを軽減する。

### ステップ 5-3-(4) : パーソナルデータのコントロールビリティ確保

パーソナルデータを取り扱う際には、個人情報保護法の規定を確認の上、同法の適用があるパーソナルデータを取り扱う場合にはこれを遵守する必要がある。さらに、必要とされるコントロールビリティの確保レベルは、PF 上で取引されるパーソナルデータの種別（図 15）と、データ提供者・利用者が抱く懸念・不安感の内容によって異なる（図 16）。

#### <補足説明>

|                 | パーソナルデータの種別   | 個人情報保護法の規定の概略   |
|-----------------|---|---|
| パーソナルデータ<br>※ 1 | <b>個人情報以外</b><br>下記以外<br>・死亡している個人に関する情報  | 個人情報保護法には関連規定なし   |
|                 | <b>個人関連情報</b><br>生存する個人の情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの   | 第三者提供に際して、提供先で個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、その旨について提供先が本人同意を得ていることを確認要   |
|                 | <b>匿名加工情報</b><br>法が定める一定の基準に従って、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用目的に制限なし</li> <li>・ 第三者提供可（ただし、提供項目と提供方法の公表は要）</li> </ul>   |
|                 | <b>仮名加工情報</b><br>法が定める一定の基準に従って、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報<br>(このうち、削除した情報等も保有している等、他の情報と容易に照合することができる状態にあるものは、個人情報に位置付けられる) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用目的に制限なし</li> <li>・ 第三者提供不可（委託、共同利用は可）</li> </ul>   |
|                 | <b>個人情報</b><br>生存する特定の個人を識別できる情報  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的外利用可（ただし、利用目的を特定して公表要）</li> <li>・ 第三者提供不可（委託、共同利用は可）</li> </ul>  |
|                 | (上記・下記以外の)<br><b>個人情報</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得には利用目的の本人通知・公表要</li> <li>・ 目的外利用不可（本人同意があれば可）</li> <li>・ 第三者提供不可（本人同意があれば可）</li> </ul> 所定の要件を満たす場合、オプトアウトによる第三者提供が可能 |
|                 | <b>要配慮個人情報</b><br>不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように配慮を要する情報<br>ex. 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、障害等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得に本人同意要</li> <li>・ 目的外利用不可（本人同意があれば可）</li> <li>・ 第三者提供不可(本人同意があれば可)</li> </ul> オプトアウトによる第三者提供は禁止                      |

※1: パーソナルデータ：特定の個人が識別できるかどうかによらず、個人に関する情報

図 15 パーソナルデータの種別と個人情報保護法の規定

1 1. 図 15 に示す通り、パーソナルデータのうち個人情報保護法の規定があるものは、そ  
 2 の種別によって個人情報保護法が求める保護のレベルが異なるため、これを踏まえ  
 3 たコントロールビリティの確保が必要となる。

4 さらに、個人情報保護法の規定に加えてデータ取引当事者に生じうる懸念・不安  
 5 感の程度も個別に踏まえた上で、どの程度コントロールビリティ確保が求められるかを  
 6 検討し（図 16）、図 13 で示した通り、①データ取引プロセスの工夫、②IT の活  
 7 用、③認定・認証の活用について、データ取引の当事者であるデータ提供者とデー  
 8 タ利用者に①義務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるの  
 9 か、検討して PF の利用規約に定める。



|        |  |  |  |  |   |
|--------|--|--|--|--|---|
| 懸念・不安感 | A : 第三者(1) の利害・関心は適切に対処されているか  | B : 取引相手は契約を交わした相手か  | C : データ利用者のデータの利用目的は適切か  | D : データ利用者からのデータの第三者提供範囲は適切か   | E :<br>• 第三者(2)は適切な目的・態様でデータを利用しているか<br>• 第三者(2)からのデータの提供範囲は適切か   |
|        | データ利用者が抱く懸念・不安感  |  | -  |  |   |
|        | -  |  |  |  | データ提供者が抱く懸念・不安感   |
| 具体例    | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ提供者は適法に利用目的を本人へ通知・公表したり取得の本人同意を得て、データを取得しているか</li> <li>データ提供者は適法に本人同意取得やオプトアウトの要件を満たすための措置をとってデータ利用者にデータを提供しているか</li> <li>匿名加工情報をデータ利用者に提供する場合、適切な匿名加工がなされているか</li> <li>データ提供者は本人許諾を得た利用目的、第三者提供先を踏まえデータ利用者にデータ利用条件を提示しているか</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ提供者とデータ利用者はデータ取引契約を交わした者か</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ利用者は、データ提供者から許諾された目的の範囲で利用しているか</li> <li>データ利用者が個人情報を受け取る場合、データ利用者は利用目的を本人に通知・公表し、その目的の範囲内で利用しているか</li> <li>データ利用者が個人関連情報を本人識別可能な個人データとして取得する場合、データ利用者はその旨の本人同意を取得しているか</li> <li>データ利用者は保有する個人情報について本人からの開示請求を受けた際に電磁気的記録による提供等本人が指定する方法により開示できるよう措置を講じているか</li> <li>利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者(2)はデータ提供者から許諾された範囲の相手か</li> <li>個人情報の場合は本人に無断で第三者(2)に提供されていないか</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者(2)はデータ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲で利用しているか</li> <li>第三者(2)が個人情報を受け取る場合、第三者(2)は利用目的を本人に通知・公表し、その目的の範囲内でデータを利用しているか</li> <li>利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか</li> <li>本人及びデータ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がされていないか</li> </ul> |

＜必要とされるコントロールビリティ確保のレベル＞

| 懸念・不安感  | A                                     | B | C   | D   | E |
|---|---------------------------------------|---|---|---|---|
| ① 要配慮個人情報   | 非常に高(提供先を必要最小限に絞り本人から事前の同意を取得することが必要) |   |   | 非常に高(第三者提供には、本人から事前の同意を取得要。不可とすることも選択肢)         |   |
| ② ①以外の個人情報、又は個人関連情報であって提供先で個人データとして取得することが想定される場合 | 高                                     | 高 | 高   | 非常に高(第三者提供には、本人同意要。認定情報銀行のように第三者提供を不可としている例もある) |   |
| ③ 匿名加工情報  | 高                                     | 高 | 必要とされるプライバシー保護のレベルや匿名加工情報に対するデータ提供者の利害関心の内容・程度による |   |   |

図 16 パーソナルデータのコントロールビリティ確保

2. 個人情報保護法上、「①要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報である（法第 2 条 3 項）。従って PF 上

1                    でこれを取り扱うと決める前に、求められている価値の創出に必要不可欠であるのか、  
2                    要配慮個人情報を用いずに価値を創出することはできないのか検討する必要がある。  
3

- 4                    3. 「②①以外の個人情報又は個人関連情報のうち提供先が個人データとして取得す  
5                    ることが想定される情報」については、本人（第三者（1））及びデータ提供者の  
6                    コントロールビリティをどのように確保するのか検討する必要がある。特に本人にとって  
7                    はデータ提供者からデータ利用者へのデータ提供が自身の個人情報等の第三者提  
8                    供に相当するため、その先の第三者(2)や第三者(3)へのデータ提供は認定情報  
9                    銀行と同様に原則禁止することとしてリスクを回避したり、本人からの事前の同意取  
10                   得を義務付けてリスクを軽減したりする等、高いレベルのコントロールビリティ担保が必要  
11                   である。

12                    なお、個人関連情報のうち提供先が個人データとして取得することが想定されるデー  
13                    タについては、原則として、提供先、すなわちデータ利用者がその取得について本人  
14                    の同意を取得する必要がある、データ提供者はデータ利用者が本人の同意を取得  
15                    していることを確認する必要がある。

- 16                    4. 個人情報を受領したデータ利用者がデータの蓄積・加工等により新たな個人情報  
17                    を生成する可能性にも配慮が必要である。

18                    例：受領した個人情報を分析することでデータ利用者が特定の個人について信用  
19                    スコアを生成する。

20                    データ利用者はデータ提供者から取得する個人情報の利用目的（例の場合には  
21                    信用スコアの生成）を本人へ通知したり公表したりする必要がある。さらにデータ利  
22                    用者から第三者（2）へ新たに生成された個人情報（例の場合には信用スコア）を  
23                    提供する行為は個人情報の第三者提供に該当するため、データ利用者が本人同  
24                    意を取得する必要がある。

25                    また、個人情報保護法には規定されていないが、データ提供者は新たな個人情報  
26                    を生成することが想定されるデータ利用者に対して個人情報を提供する場合には、  
27                    データ利用者が利用目的を本人へ通知したり公表したりしているか、データ利用者  
28                    が当該新たな個人情報を第三者(3)へ提供することが想定される場合にはさらにデ  
29                    ータ利用者が本人から同意を取得しているか、を確認した上で個人情報を提供する  
30                    ことが望ましい。

- 31                    5. データ利用者がデータ提供者から受け取った個人情報や個人関連情報を個人デー  
32                    タとして保有する場合は、データ利用者は本人からの開示請求に応じて所定の情報  
33                    を電磁氣的記録による提供等本人が指定する方法により開示する必要がある。従  
34                    って、データ提供者は、データ利用者がそのための措置を講じていることを、データ取  
35                    引の前に確認しておくことが望ましい。

- 1 6. 「③匿名加工情報」については、データ利用者がデータ提供者に対して抱く懸念・不  
2 安感を軽減することが肝要である。匿名加工情報は個人情報ではないため、利用  
3 目的に制限はなく第三者提供も可能であるところ、第三者提供に際しては提供項  
4 目と提供方法を公表するとともに、提供先に対して当該提供に係る情報が匿名加  
5 工情報である旨を明示する必要がある、また匿名加工情報の作成に用いられた個  
6 人情報に係る本人を識別するために当該匿名加工情報を他の情報と照合すること  
7 は禁止されている。これら個人情報保護法が求めている措置以上の本人のコント  
8 ローラビリティ担保措置がプライバシー尊重のために必要かどうかは、個別の事情に合  
9 わせた検討が必要となる<sup>xiii</sup>。また、匿名加工情報には、本人から個人情報・個人デ  
10 ータを受け取って匿名加工するデータ提供者の知的財産や経営上の機微情報が  
11 含まれる場合があるので、データ提供者のコントローラビリティをどの程度担保する必  
12 要があるかも検討する必要がある。
- 13 7. パーソナルデータのうち、個人情報保護法の規定があるものについては、適用される  
14 個人情報保護のための規律が民間事業者と公的機関とでは完全に同じではない  
15 ため、個々の PF において PF 運営者や PF ユーザにどの規律が適用されるのかには  
16 注意が必要である。また、パーソナルデータの利活用についてガイドラインや自主規  
17 制ルール<sup>xiv</sup>をさだめている分野もあるので、当該分野の PF 構築においてはこれらに  
18 も留意が必要である。

#### 20 4.4 ステップ 5-4：公正な取引の実施の担保

---

##### **ステップ 5-4：公正な取引の実施の担保**

PF 上で不当な目的のためのデータ取引や不当な条件でのデータ取引が行われないよ  
う、リスクの影響度と頻度に応じて PF の利用規約に防止策を盛り込む（図 17 参  
照）。尚、取引公正性の問題については、特に PF の発展段階によっては規模の経済  
やネットワーク効果を通じて、競争政策上の問題が生じることも考えられる。従って状況  
に応じてルールを更新できるよう仕組みを整備しておくことが非常に重要である。

---

21 <補足説明>

| 取引公正性に関する問題の例   | 対応策の例  |
|---|--|
| <b>データ利用目的に関する問題</b><br>例：<br>・カルテル目的のデータ共有<br>・PFの運営者がPF上でデータを取引する他のPFユーザのPF上でのアクティビティ情報を利用し、当該他のPFユーザと競合するサービスをより有利な条件で展開 | ・データ提供者とデータ利用者間での不当な目的のためのデータ取引を禁止<br>・PF運営者が実施するサービスに制限を課す（例：他のPFユーザと競合するサービス提供の禁止）<br>・PF運営者に対して、他のPFユーザが提供したデータやPF運営者が当該他のPFユーザと紐づけて管理しているデータを、当該他のPFユーザへ開示することを義務付ける |
| <b>データ取引条件に関する問題</b><br>例：<br>・下請け企業のデータを不当な条件で取得<br>・PF運営者がデータ提供者に対して他のPFへのデータ提供を禁止  | ・データ提供者とデータ利用者間で不当なデータ取引条件を課すことを禁止<br>・PF運営者がPFへ参加しようとする者に対して不当な条件を課すことを禁止<br>・PF運営者に対して参加条件の透明性の担保措置を課す（例：参加条件の丁寧な説明、条件変更時の丁寧な事前説明と同意取得）                                |
| <b>規模の経済・ネットワーク効果による弊害</b>  | ・PF運営者に対してデータポータビリティ・インターオペラビリティの確保義務を課す   |

図 17 取引公正性に関する問題と対応策の例

1. PF 運営者が図 2 に示す価値創出プロセスの一端を担うデータサービス PF の運営者なのか、価値創出プロセスの一端を担うことではないデータ取引市場の運営者なのかによって（図 3）、公正性に関する問題への PF 運営者の関与の有無が変わってくる。

例：図 17 に示す「取引公正性に関する問題の例」の中では、データ取引市場の運営者が直接の関与者となるおそれがあるのは「PF 運営者がデータ提供者に対して他の PF へのデータ提供を禁止」であるのに対し、データサービス PF の運営者は例示されたいずれの問題も直接の関与者となり得る。

従って、PF がデータサービス PF とデータ取引市場のどちらの種別の PF なのかを認識することは、顕在化し得る問題を把握し、その対応策を検討する上で重要である。

2. PF 運営者が特定の PF ユーザと紐づけて管理しているデータについて、当該特定の PF ユーザへ開示するよう義務付けたり、PF 運営者に対してデータポータビリティ・インターオペラビリティの確保義務を課したりする場合には、PF ユーザが受ける不利益の是正に必要な範囲を限度とするよう検討が必要である。PF 運営者が特定の PF ユーザと紐づけて管理しているデータの中には、例えば PF 運営者がデータ提供者から受け取ったデータに付与したアノテーション等、PF 運営者が自らコストをかけて生成・加工したデータも含まれ得るため、一律に開示義務やデータポータビリティ・インターオペラビリティの確保義務の対象とすると、却って PF 運営者に対して過度な負担となる場合があるので、留意が必要である<sup>xv</sup>。

1            3. 何が不当なデータ取引目的や不当なデータ取引条件に該当するのかは、取引され  
 2            るデータ、PF ユーザ間の関係性、PF 運営者と PF ユーザとの関係性等によって異な  
 3            り、最初から特定することが難しい場合もある。PF ユーザからの苦情など PF ユーザの  
 4            声を聞き、不当なデータ取引目的や不当なデータ取引条件でデータ取引が行われ  
 5            ないよう継続的に取り組んでいくことも重要である。

6  
 7

#### 4.5 ステップ 5-5 : ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

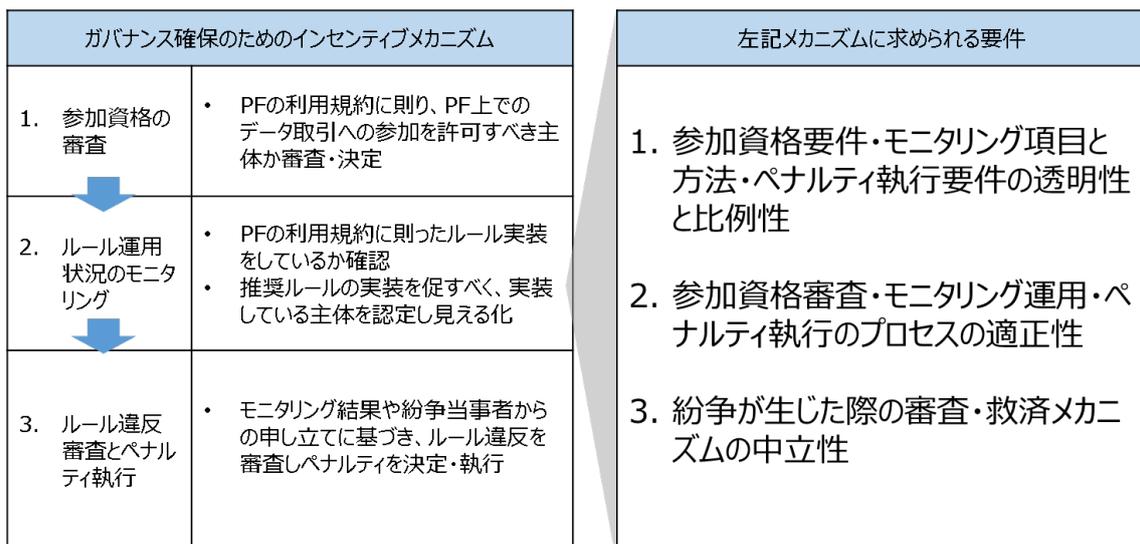
##### **ステップ 5-5 : ガバナンス確保のためのインセンティブ設計**

PF 運営者及び PF ユーザに PF のデータ取扱いルール（PF におけるデータ取扱いポリシー及び PF の利用規約）の履行を促すため、PF への参加資格を梃にしたガバナンス確保のためのインセンティブメカニズムを設計する。より具体的には PF の利用規約に則って参加資格を審査し、ルールの運用状況をモニタリングし、ルール違反時にはその審査とペナルティの執行を行えるように PF 利用規約に規定する。ペナルティの最終形は PF 利用規約に基づく参加資格のはく奪である（図 18 左欄参照）。

尚、このインセンティブメカニズムを運営するためには、

1. 参加資格要件・モニタリング項目と方法・ペナルティ執行要件の透明性と比例性
2. 参加資格審査・モニタリング運用・ペナルティ執行のプロセスの適正性
3. 紛争が生じた際の審査・救済メカニズムの中立性

が必要となる（図 18 右欄参照）。



8  
 9

図 18 PF への参加資格を梃にしたガバナンス確保

1 <補足説明>

- 2 1. ガバナンス確保のためのインセンティブ設計に際し注意しなければならないのは、PF
- 3 への参加資格要件を始めから厳しくしすぎると、PF への参加者が増えないおそれがある
- 4 ということである。参加資格要件が厳しすぎるとこれから事業化しようとしている
- 5 プロジェクトにとって過度な負担となり得、結果として魅力ある PF の構築につながる
- 6 ないおそれがある。事業化前のプロジェクトが及ぼすリスクは、既に一定の市場を構築
- 7 している事業が及ぼすリスクに比して小さいことを踏まえて、事業化前のプロジェクト
- 8 には一部のルールの遵守について猶予期間を与えたり、一定の参加資格要件を緩和する
- 9 といった柔軟な対応を許容する枠組みを検討することが望ましい。なお、このような枠組み
- 10 を用意する場合には、こうした措置を採った記録を作成・保存するとともに、免除や緩和
- 11 事由の解消に向け事業の発展状況をモニタリングし、継続的にフォローする仕組みも用意
- 12 する必要がある。
- 13 2. モニタリングの方法としては、来歴管理技術を用いたり、PF 運営者・PF ユーザが
- 14 各々自身のガバナンス状況を自らステークホルダーに説明しフィードバックを受ける場
- 15 を設定するといった方法があり得る。
- 16 3. PF におけるデータ取扱いポリシーや PF の利用規約を策定する際に想定されてい
- 17 なかったリスクにより問題が生じた場合には、リスクの想定がどの程度困難であったか
- 18 や、当事者が問題解決のための情報提供や調査協力がどの程度積極的かも勘案して
- 19 ペナルティを柔軟に設計する必要がある。新たに顕在化するリスクを把握しルールの
- 20 更新につなげることはアジャイル・ガバナンスの実行に必要不可欠であるため、PF に
- 21 参加する PF 運営者および PF ユーザが新たなリスクの把握に積極的に協力するよう
- 22 ペナルティの設計によって動機づけることが肝要である。

紛争発生

|             | 参加審査・モニタリング  | 事実確認  | 相談  | 交渉   | ADR       | 民事訴訟         |
|-------------|--|---|---|--|-----------|--------------|
| フェーズ        | ルールの順守状況と新たなリスクの監視   | 各当事者が情報収集・解決策検討   | 各当事者が相談窓口へ相談  | 当事者間の任意交渉  | ADR機関での調停 | 裁判所における訴訟手続き |
| ガバニングボディの役割 | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加資格の審査</li> <li>監査委員会等の運営</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者への情報提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>苦情・紛争等の受付</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>交渉の場の提供</li> <li>利用規約に則った調停・ペナルティの執行</li> </ul> | ADR制度     | 裁判制度         |

23 図 19 ガバニングボディの役割

- 24
- 25 4. 図 19 は図 18 に示すガバナンス確保のためのインセンティブメカニズムの運営主体
- 26 となるガバニングボディが担う役割を示している。このうち赤枠の部分は PF 運営
- 27 者が設計する。PF 運営者は PF を介して創出される価値（ソリューション）、取り
- 28 扱うデータ、ステークホルダーが抱く懸念・不安感（リスク）を踏まえ、ステークホル

1                   ダーからの信頼を獲得するのに足りる程度のメカニズムの設計・実装を行う。その際、  
2                   設定・運用にかかる負担を勘案して設計・実装することが望ましい。

3                   5. 紛争が生じた際の審査・救済メカニズムの中立性を確保するためには、発生した  
4                   紛争に対応するガバニングボディアの独立性が重要である。特に、PF 運営者が当事  
5                   者となる問題については PF 運営者から独立したガバニングボディアの設置が必要で  
6                   ある。この点、当該 PF が図 3 に示すデータサービス PF なのかデータ取引市場な  
7                   のかによって、当該 PF が当事者となる問題なのか否かが変わってくるため、これによ  
8                   って独立したガバニングボディアが果たす役割も異なってくることに留意が必要である。

9                   6. PF 運営者は、ガバニングボディアを自らが設計できることと引き換えに、ガバニングボ  
10                   ディアについての説明責任を負う。ガバニングボディアの構成や役割のみならず実際にど  
11                   のような活動が行われたかやその改善点、活動の方向性等について、定期的にス  
12                   テークホルダーに説明を行う必要がある。

## 14   5   ステップ 6 : 継続的な環境分析とルールの更新

---

### ステップ 6 : 継続的な環境分析とルールの更新

新たなリスクを顕在化させ得る内部要因、外部要因を継続的に分析し、必要に応じてルール  
を更新する。

---

#### 15                   <補足説明>

16                   1.   ステークホルダーが抱く懸念・不安感（リスク）は PF を取り巻く内のおよび外的環  
17                   境の変化に応じて変わっていくものである。この変化を継続的にモニタリングし分析  
18                   を行うことによって、新たなリスクが顕在化した場合にはルールの更新ができるように  
19                   することが肝要である。  
20

| リレーションの種類        | 主な相手方                      |
|------------------|----------------------------|
| メディア・リレーションズ     | 新聞・雑誌・TV・ラジオ・オンラインメディア・通信社 |
| インバスター・リレーションズ   | 株主・投資家・証券アナリスト             |
| ガバメント・リレーションズ    | 中央政府・地方自治体・政治家・官僚          |
| エンプロイー・リレーションズ   | 従業員・労働組合・従業員家族・パートタイマー     |
| コミュニティ・リレーションズ   | 地域社会・市民団体・NGO              |
| カスタマー・リレーションズ    | 顧客（潜在層を含む）・ビジネスパートナー       |
| アソシエーション・リレーションズ | 各種経済・商工・業界団体、関係者           |
| インダストリー・リレーションズ  | 関係する産業分野（デジタル経済）           |
| その他              | その他パブリック                   |

図 20 各種リレーションズ

2. 内的小および外的環境の変化と新たなリスクをタイムリーに把握するためには、4.5 に示すガバナンス確保のためのインセンティブメカニズムに加え、戦略的にこれを把握する仕組みの構築が必要である。それには、企業や政府といった組織体によるリレーションシップ・マネジメントの考え方が参考になる（図 20）<sup>xvi</sup>。PF 運営者および PF ユーザが各々、多様なステークホルダーとのリレーションズを継続的に維持・改善していくことのみならず、そうした各組織における各種リレーションズの担当部署ないし担当者が緊密に横連携をすること、そして、組織全体の意思決定を担うマネジメント層に継続的かつ適時に情報共有がおこなわれるとともに、当該情報に基づき適切な意思決定が行われるという縦連携も必要不可欠である。PF の運営に大きな影響を及ぼす相手方とのリレーションズの構築方法を戦略的に検討することが重要であり、そうした観点から柔軟で機動的な組織体制の構築が期待される。組織の社会的責任の観点から、各種リレーションズの構築に際しては、関連する法令遵守を怠ってはならない点にも留意する必要がある。内部規程の策定や定期的なトレーニングを通じ、各種リレーションズの構築が信頼ある形で行われるよう、組織内部から確保していくことが期待される。
3. 新たなリスクを顕在化させる内部要因、外部要因（図 6）の例としては、以下が考えられる。
- <内部要因>
- ルール運用コストに見合うリスク軽減効果が得られず、求められている価値の創出が十分に行われていない
  - PF に参加するデータ提供者・データ利用者の増加と PF で実施されるデータ取引の増加による、ネットワーク外部性の増大
  - PF で取り扱われるデータの種類の増加や拡大
- <外部要因>

- コントローラビリティ担保に利用可能な新技術の発展
- PF におけるデータ取扱いルールに影響を与える法律・標準の出現
- 国際的なデータ取扱いルールの動向変化

## 6 おわりに

データ取扱いルールを PF に実装する際に踏まえるべき視点と検討の手順を説明してきた。ステークホルダーの懸念・不安感を払拭すべくデータ取扱いルールを PF に実装し、PF を介したデータ流通を推進する役割を担うのは PF 運営者である。

一方で国は、データがつながることで「新たな価値を創出すること」を包括的データ戦略の目標に掲げ、広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには PF の構築が鍵であるとし、PF 構築に取り組んでいる。したがって少なくともこれら国が取り組んで構築する PF については、PF の構築が「新たな価値の創出」につながっているかを継続的に検証し必要な支援等を行う役割が国に求められる。具体的に国がどのように役割を担っていくことが適切なのかは、PF 構築の取組状況に応じて今後検討していく必要があり、データ取扱いルールについても適切なルール策定・運用をどのように担保していくのか、PF の構築検過程や構築後ルールを運用する中で判明する新たな課題にどのように対応していくのか等を検討し、検討結果を本ガイドランスにも反映してゆく。

### <プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ委員名簿>

|            |  |
|------------|--|
| 井川 甲作      | 株式会社 EARTHRAIN 執行役員 CIO 兼<br>Landlog カンパニープレジデント |
| 生貝 直人      | 一橋大学大学院法学研究科 准教授                                 |
| 太田 祐一      | 株式会社 DataSign CEO                                |
| 越塚 登       | 東京大学大学院情報学環 教授                                   |
| 沢田 登志子     | 一般社団法人 EC ネットワーク 理事                              |
| 穴戸 常寿      | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授                               |
| 田丸 健三郎     | 日本マイクロソフト株式会社<br>業務執行役員 ナショナルテクノロジーオフィサー         |
| 津田 麻紀子     | 西村あさひ法律事務所 アソシエイト弁護士                             |
| 増島 雅和      | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士                             |
| 眞野 浩       | EverySense, Inc CEO                              |
| 望月 健太      | 法律事務所 LAB-01 ニューヨーク州弁護士                          |
| 渡部 俊也 (主査) | 東京大学未来ビジョン研究センター教授                               |

- 1 <用語集>
- 2 ● アカウンタビリティ
- 3 どのようなデータ流通の阻害要因（リスク）を想定しており、これにどう対応していく方針なのか
- 4 を、ステークホルダーに説明する責務
- 5 ● アクションアイテム
- 6 実施すべき事項
- 7 ● アグリゲータ
- 8 生成されたデータを統合・加工したり、生成されたデータに基づき派生データを作成する者
- 9 ● アジャイル・ガバナンス
- 10 ガバナンスのゴールを達成するために、「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運
- 11 用」「評価」「改善」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させて
- 12 いくモデル
- 13 ● アノテーション
- 14 特定のデータに付加される情報タグ。
- 15 ● インターオペラビリティ
- 16 ある PF と別の PF との間で相互接続ができること
- 17 ● ガバナンス
- 18 データ流通の阻害要因（リスク）をステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、
- 19 データ流通によって価値を創出するために、ポリシー、契約、プロセス、IT、人材・組織（図
- 20 10）を用いて行われる統治システムおよびプロセス
- 21 ● ガバニングボディ
- 22 PF 運営者、PF ユーザ各々のガバナンス確保のため、PF への参加資格の審査、ルール運用
- 23 状況のモニタリング、ルール違反の審査とペナルティ執行を実施する主体
- 24 ● 個人情報
- 25 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等
- 26 により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるもの
- 27 ● コントローラビリティ
- 28 同意した範囲の者にのみデータが受け渡され、同意した範囲の利用目的でのみデータが利用
- 29 される環境でデータの提供が可能なこと
- 30 ● スマートコントラクト
- 31 契約の検証、執行、実行、交渉等を自動化するコンピュータプロトコル
- 32 ● ステークホルダー
- 33 データ利活用による価値創出プロセス（図 2）に利害・関心を有する者。より具体的には、
- 34 価値創出プロセスの関与者の他、将来関与者となり得る者、創出される価値（ソリューション）
- 35 に利害・関心を有する者が含まれる。
- 36 ● Society 5.0

- 1 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムによ  
2 って、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会
- 3 ● デジタルツイン
  - 4 フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム
  - 5 ● データポータビリティ
  - 6 あるデータサービス PF に蓄積されたデータを他のデータサービス PF に容易に移動・移行できる  
7 こと
  - 8 ● パーソナルデータ
  - 9 特定の個人が識別できるかどうかによらず、個人に関する情報
  - 10 ● プラットフォーム(PF)
  - 11 データ連携とそれを利活用したサービスを提供するための基盤
  - 12 ● プラットフォーム運営者(PF 運営者)
  - 13 PF のデータ取扱いルールを設計・運用して、PF を運営する者。図 3 に示すとおり、ある者から  
14 データを受け取って蓄積、統合・加工や分析等をし（＝データ利用者となり）その結果を別の  
15 者へ提供する（＝データ提供者となる）者、すなわち図 2 に示す価値創出プロセスの一端  
16 を担うデータサービス PF の運営者と、データ提供者とデータ利用者との間の取引の仲介をする  
17 者、すなわち図 2 に示す価値創出プロセスを自らは担わないが価値創出プロセスの一端を担  
18 う者の間を中立な立場から仲介してデータ流通に貢献するデータ取引市場の 2 つの異なる種  
19 別が存在する。
  - 20 ● プラットフォームエコシステム（PF エコシステム）
  - 21 PF を介して複数の組織が連携して構築される収益構造
  - 22 ● プラットフォームのデータ取扱いルール(PF のデータ取扱いルール)
  - 23 データ流通の阻害要因（リスク）を回避・軽減等するための、PF におけるデータ取扱いについ  
24 ての、価値観とリスクへの対応方針を示した PF のデータ取扱いポリシー、および PF 運営者と  
25 PF ユーザ間で締結される PF の利用規約
  - 26 ● プラットフォームユーザ(PF ユーザ)
  - 27 PF 上でデータを取引するデータ提供者とデータ利用者。なおデータ提供者、データ利用者は  
28 立場であって固定ではなく、ある者がある時はデータ提供者、別の時はデータ利用者となること  
29 もある。また、データサービス PF の運営者（図 3）は、データ提供者、データ利用者、PF 運  
30 営者の立場を全て兼ね備える。
  - 31 ● リレーションズ
  - 32 各種ステークホルダーとの関係
  - 33 ● リレーションシップ・マネジメント
  - 34 各種ステークホルダーと良好な関係性を構築・維持すること
- 35

|    |  |    |
|----|--|----|
| 1  | <図表一覧>   |    |
| 2  | 図 1 包括的データ戦略の基本的な考え方 .....                           | 3  |
| 3  | 図 2 データ利活用による価値創出プロセスと関係者の役割 .....                   | 4  |
| 4  | 図 3 PF の構成 .....                                     | 7  |
| 5  | 図 4 PF におけるデータ取扱いルールと PF 運営者および PF ユーザ各々のガバナンス ..... | 8  |
| 6  | 図 5 マルチステークホルダーによる「アジャイル・ガバナンス」のイメージ .....           | 9  |
| 7  | 図 6 PF へのデータ取扱いルール実装の検討手順 .....                      | 10 |
| 8  | 図 7 リスクを特定する際の着眼点 .....                              | 13 |
| 9  | 図 8 リスク対応方針の類型と具体的な対応策の例 .....                       | 15 |
| 10 | 図 9 PF の利用規約に求められる機能 .....                           | 18 |
| 11 | 図 10 ガバナンス設計の際の検討項目 .....                            | 19 |
| 12 | 図 11 リスクに応じたコントロールビリティの確保レベル .....                   | 20 |
| 13 | 図 12 コントロールビリティに関するデータ取引当事者の懸念・不安、およびその対応策 .....     | 21 |
| 14 | 図 13 必要とされるコントロールビリティの確保レベルと PF の利用規約への規定方法 .....    | 22 |
| 15 | 図 14 ノンパーソナルデータのコントロールビリティ確保 .....                   | 24 |
| 16 | 図 15 パーソナルデータの種別と個人情報保護法の規定 .....                    | 25 |
| 17 | 図 16 パーソナルデータのコントロールビリティ確保 .....                     | 26 |
| 18 | 図 17 取引公正性に関する問題と対応策の例 .....                         | 29 |
| 19 | 図 18 PF への参加資格を梃にしたガバナンス確保 .....                     | 30 |
| 20 | 図 19 ガバニングボディの役割 .....                               | 31 |
| 21 | 図 20 各種リレーションズ .....                                 | 33 |
| 22 |  |    |

<sup>i</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」別紙「包括的データ戦略」、令和 3 年（2021 年）6 月 18 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20210618/siryoku3.pdf>

<sup>ii</sup> 知的財産戦略本部、「知的財産推進計画 2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く」、令和 3 年（2021 年）7 月 13 日、  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf>

<sup>iii</sup> 経済産業省「不正競争防止法平成 30 年改正の概要（限定提供データ、技術的制限手段等）」、平成 30 年（2018 年）9 月、  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen\\_fukyohososai.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukyohososai.pdf)

<sup>iv</sup> 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会、「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1」、令和 3 年（2021 年）8 月、  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000764120.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000764120.pdf)

<sup>v</sup> 経済産業省、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」、令和元年（2019 年）12

---

月、<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-2.pdf>

<sup>vi</sup> 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会、「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1」、令和3年（2021年）8月、

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000764120.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000764120.pdf)

<sup>vii</sup> 認証制度の例としては、プライバシーマークや ISMS 認証が挙げられる

<sup>viii</sup> 経済産業省、「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2 アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」、令和3年（2021年）7月30日、

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf>

<sup>ix</sup> 例えば、個人情報保護法の24条には外国にある第三者に個人データを提供する場合について規定がされている。また、社内技術データをストレージサービスに預ける際の外為法上の規制との関係について経済産業省からQ&A（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda25.html>）が公表されている他、一般社団法人安全保障貿易情報センターから「安全保障輸出管理に係る機微な技術情報を、外国のサーバーに保管する場合等における自主管理ガイドライン」

（<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/130618-storage.pdf>）が公表されている。他にも情報を保管するクラウドシステムに関してガイドラインを定めている分野がある。

<sup>x</sup> 本ガイドンスでは、民間事業者に適用される個人情報保護法の規律を前提に説明をするが、実際にはPF運営者やPFユーザが民間事業者なのか公的機関なのかによって適用される規律が異なる。

<sup>xi</sup> 既存の認証制度の例としては、プライバシーマークや ISMS 認証が挙げられる

<sup>xii</sup> 経済産業省、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版 -データ編-」、令和元年（2019年）12月、

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-2.pdf>

<sup>xiii</sup> 経済産業省、総務省、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」p.8-10、令和3年、（2021年7月）、

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/privacy/guidebook11.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guidebook11.pdf)

<sup>xiv</sup> 例えば、総務省で検討中の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正骨子（案）」（令和3年（2021年）11月2日、

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000776309.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000776309.pdf)）や、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）が策定している「行動ターゲティング広告ガイドライン」（平成28年（2016年）改訂、[https://www.jiaa.org/wp-content/uploads/2019/11/JIAA\\_BTAguideline.pdf](https://www.jiaa.org/wp-content/uploads/2019/11/JIAA_BTAguideline.pdf)）等がある。

<sup>xv</sup> 公正取引委員会競争政策研究センター、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書、令和3年（2021年）6月25日、

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625\\_report.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625_report.pdf)

<sup>xvi</sup> 井之上喬、「パブリックリレーションズ [第2版]」、日本評論社、2020年、p.25-26